令和3年度決算

市町村財政のすがた



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県企画財政部市町村課 令和4年12月

目 次

第1編 普通会計

	1	決算規模・決算収支	1
	2	歳入	
	(1)歳入構造	4
	(2	:)自主財源と依存財源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3)市町村税額の状況	8
	(4)地方交付税額の状況	1 1
	3	歳出	
	(1)歳出構造	1 2
	(2	:)性質別決算額の推移	1 7
	(3	う 目的別決算額の推移	1 9
	4	財政指標	
	(1)経常収支比率	2 0
	(2)義務的経費比率	2 2
	(3)健全化判断比率	2 4
	(4	·)財政力指数 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 7
	5	将来にわたる財政負担の状況	
	(1)地方債残高	2 9
	(2	:) 基金	3 0
	(3	:) 将来にわたる財政負担	3 1
第	5 2 ¥	編 公営企業	
	1	地方公営企業の事業数	3 2
	2		3 2
	3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3 3
	4		3 4
	5		3 5
	S	工女尹未り社呂汨憬	S

[※]本資料における計数については、それぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が合わない場合があります。

第1編 普通会計

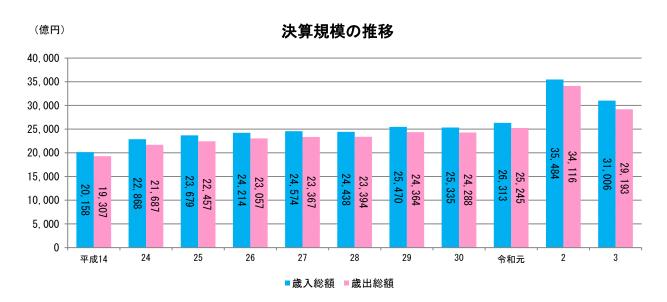
1 決算規模・決算収支

【決算規模】

歳入 3 兆 1,006 億円 (対前年度 ▲4,478 億円、▲12.6%)

歳出 2 兆 9, 193 億円 (対前年度 ▲4, 923 億円、▲14.4%)

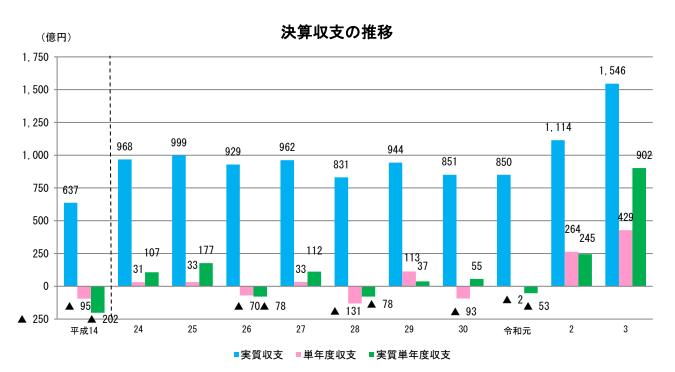
決算規模は前年度に比べ、歳入は12.6%、歳出は14.4%減少しました。



【決算収支】

実質収支 1,546 億円となり、昭和 52 年度以降 45 年連続して全市町村が黒字となりました。 単年度収支 429 億円となり、2 年連続で黒字となりました。

実質単年度収支 902 億円となり、2 年連続で黒字となりました。



令和3年度 市町村別普通会計決算収支の状況

(単位:億円)

	_		-						(<u></u>
市	町	村	名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実 質 収 支	単年度収支	実質単年度収支
1	さし	ハたま	市	6, 549. 1	6, 409. 9	139. 2	73. 3	▲ 4.6	73. 3
2	Ш	越	市	1, 335. 9	1, 258. 5	77. 4	76. 8	36. 1	43. 0
3	熊	谷	市	790. 0	724. 4	65. 6	62. 8	8. 4	26. 8
4	Ш	П	市	2, 474. 7	2, 351. 9	122. 8	105. 0	11. 7	45. 8
5	行	田	市	318. 1	285. 8	32. 3	28. 6	13. 7	15. 8
6	秩	父	市	346. 6	320. 5	26. 1	22. 8	9.8	20. 9
7	所	沢	市	1, 276. 6	1, 188. 3	88. 3	76. 4	22. 4	41.3
8	飯	能	市	366. 2	348. 2	17. 9	16. 0	▲ 0.8	4. 7
9	加	須	市	519. 4	455. 5	63. 9	50. 6	4. 2	6. 2
10	本	庄	市	348. 0	315. 7	32. 4	31. 0	7. 8	11. 7
11	東	松山	市	374. 0	352. 0	22. 0	18. 5	4. 0	9.7
12	春	日部	市	899. 3	844. 3	55. 0	49. 6	17. 4	36. 1
13	狭	山	市	566.8	538. 0	28. 8	26. 3	18. 7	25. 3
14	羽	生	市	236. 0	212. 3	23. 7	20. 0	6. 6	15. 0
15	鴻	巣	市	474. 0	448. 0	26. 1	24. 8	6. 4	10. 9
16	深	谷	市	626. 4	551.7	74. 7	59. 7	29. 6	39. 5
17	上	尾	市	798. 9	754. 8	44. 1	36. 4	3. 0	14. 1
18	草	加	市	994. 5	902. 4	92. 1	58. 4	21.5	50. 5
19	越	谷	市	1, 343. 7	1, 229. 3	114. 4	113. 7	48. 7	72. 3
20	蕨		市	333. 4	304. 0	29. 4	26. 2	8.3	13. 4
21	戸	田	市	663.0	612. 5	50. 5	42. 9	2. 0	21. 0
22	入	間	市	511.6	490. 6	21. 0	20. 1	8. 2	25. 1
23	朝	霞	市	536. 7	507. 3	29. 4	28. 3	18. 4	17. 5
24	志	木	市	334. 6	307.8	26. 8	23. 5	7. 1	8. 7
25	和	光	市	357. 2	325. 5	31. 7	30. 4	12. 2	11.4
26	新	座	市	656. 7	621.7	35. 0	33. 4	0.5	46. 4
27	桶	Ш	市	279. 3	269. 9	9. 4	9. 1	2. 9	2. 1
28	久	喜	市	606. 6	581.6	25. 0	22. 1	1. 7	▲ 6.7
29	北	本	市	257. 2	242. 1	15. 2	15. 0	3. 3	9. 7
30	八	潮	市	397.3	368.8	28. 5	26. 6	8. 5	13. 2
31	富	士 見	市	404. 1	380.0	24. 1	15. 1	7. 1	7. 1
32	Ξ	郷	市	632. 8	582. 2	50. 6	48. 6	15. 1	30. 9
33	蓮	田	市	241.6	224. 4	17. 1	13. 7	2. 3	3.9
34	坂	戸	市	374.8	346. 0	28. 8	25. 9	13. 3	16. 0
35	幸	手	市	197. 2	180. 8	16. 4	15. 4	6. 1	10. 2
36	鶴	ヶ島	市	272. 9	259. 7	13. 2	12. 3	1. 2	5. 0
37	日	高	市	234. 3	210. 9	23. 4	14. 9	2. 8	10. 3
38	吉	Ш	市	283. 6	271. 7	11.8	11. 6	3. 1	10. 9

(単位:億円)

市	町	村	名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実 質 収 支	単年度収支	実質単年度収支
39	ふ	じみ野	市	509. 5	484. 2	25. 2	22. 1	2. 1	1. 7
40	白	岡	市	182. 3	172. 0	10. 4	7. 7	0. 1	1. 3
市			計	28, 905. 1	27, 235. 5	1, 669. 6	1, 415. 6	390.8	822. 1
41	伊	奈	町	154. 5	148. 0	6. 5	6. 5	1.3	2. 3
42	Ξ	芳	町	158.8	147. 4	11. 4	11. 1	1.9	5. 6
43	毛	呂 山	町	116.8	112. 3	4. 4	4. 3	0.0	4. 3
44	越	生	町	52. 8	47. 5	5. 2	4. 4	1.9	2. 3
45	滑	Ш	町	83. 6	77.7	5. 9	5. 7	2. 0	6.3
46	嵐	山	町	76. 6	71.7	4. 9	4. 6	1.6	5. 4
47	小	Ш	町	103. 2	98. 3	4. 9	4. 5	2. 0	3.4
48	Ш	島	町	85. 6	79. 2	6. 4	5. 4	▲ 0.6	2. 1
49	吉	見	町	91. 7	84. 2	7. 6	7. 4	3. 0	3. 1
50	鳩	山	町	62. 7	59.8	2. 9	2. 3	0.5	3. 6
51	٤	きがわ	町	65. 6	61. 9	3. 8	3. 3	1. 2	2. 0
52	横	瀬	町	54. 2	51.9	2. 4	2. 1	0.6	2. 2
53	皆	野	町	51.4	49.3	2. 1	1. 9	▲ 0.3	4. 9
54	長	瀞	町	41.3	38. 6	2. 7	2. 2	0.8	1.8
55	小	鹿野	町	81. 6	75. 1	6. 5	4. 8	▲ 1.9	1. 2
56	東	秩 父	村	28. 7	26. 3	2. 4	1. 9	▲ 0.1	0.4
57	美	里	町	61. 9	55. 3	6. 6	5. 9	2. 0	2. 0
58	神	Ш	町	73. 3	68.8	4. 5	4. 4	2. 1	2. 1
59	上	里	町	119. 9	110. 7	9. 2	8. 5	3. 3	4. 0
60	寄	居	町	133. 1	121. 8	11. 3	10. 9	5. 1	6.6
61	宮	代	町	127. 7	115. 6	12. 0	10. 2	5. 3	7. 5
62	杉	戸	町	161.3	152. 1	9. 2	7. 9	1.8	1.8
63	松	伏	町	114. 8	104. 0	10. 8	9. 9	4. 0	5. 3
町		村	計	2, 101. 2	1, 957. 7	143. 5	130. 1	37.7	80. 4
県			計	31, 006. 2	29, 193. 1	1, 813. 1	1, 545. 7	428. 6	902. 5

一用語解説一

普通会計

市町村などの地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分整理されていますが、各団体の特別会計の区分は画一ではありません。そのため、団体間や時系列での比較ができるように、一般会計とその他一般行政部門の特別会計を合わせて、普通会計として統計上整理しています。

形式収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって翌年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支はその年度以前の累積された収支が含まれているため、その部分を除いたその年度だけの収支の結果をいいます。

実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要素 (財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額) を加え、赤字要素 (財政調整基金の取崩し額) を差し引いた額をいいます。

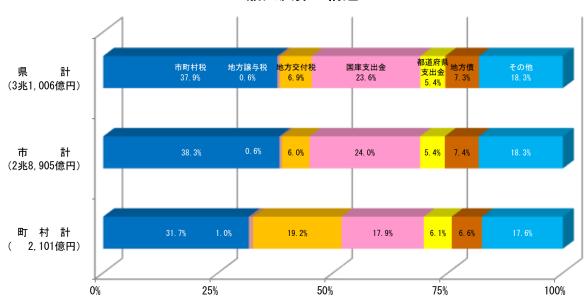
2 歳入

(1) 歳入構造

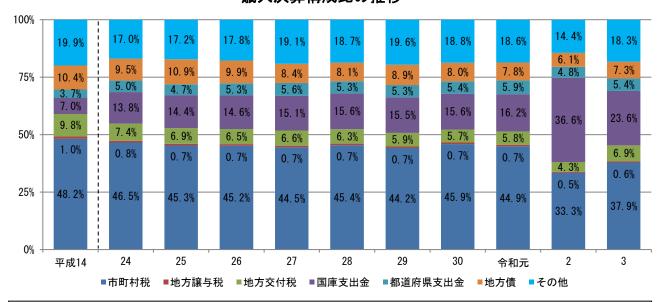
令和3年度の歳入は3兆1,006億円で、前年度に対して4,478億円(▲12.6%)の減少となりました。

歳入に占める割合は、多い方から市町村民税(37.9%)、国庫支出金(23.6%)、その他(18.3%)、 地方債(7.3%)、地方交付税(6.9%)の順となりました。

歳入決算の構造



歳入決算構成比の推移



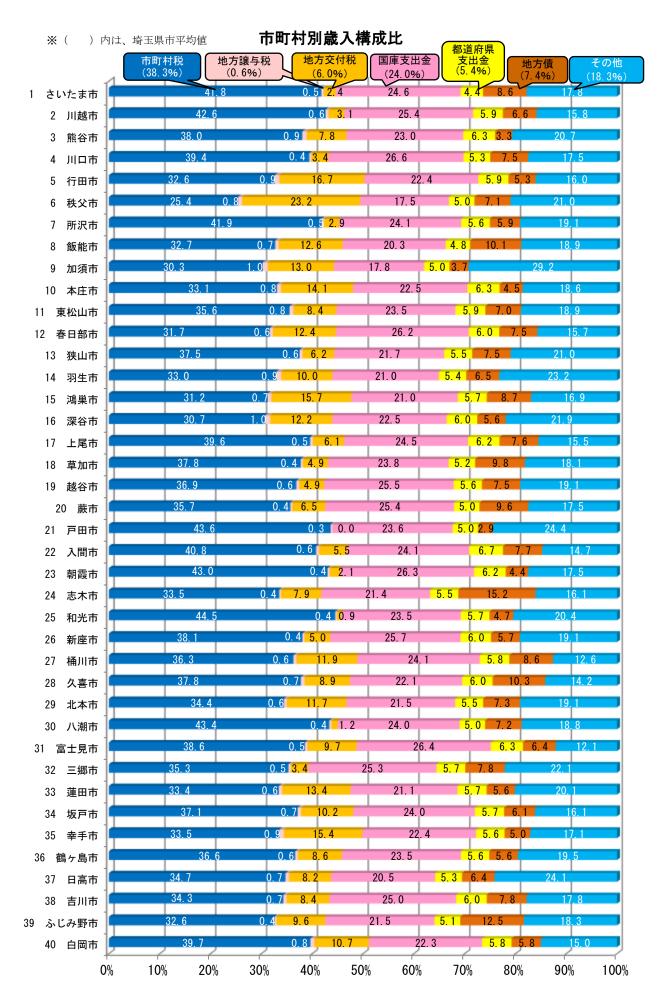
一用語解説一

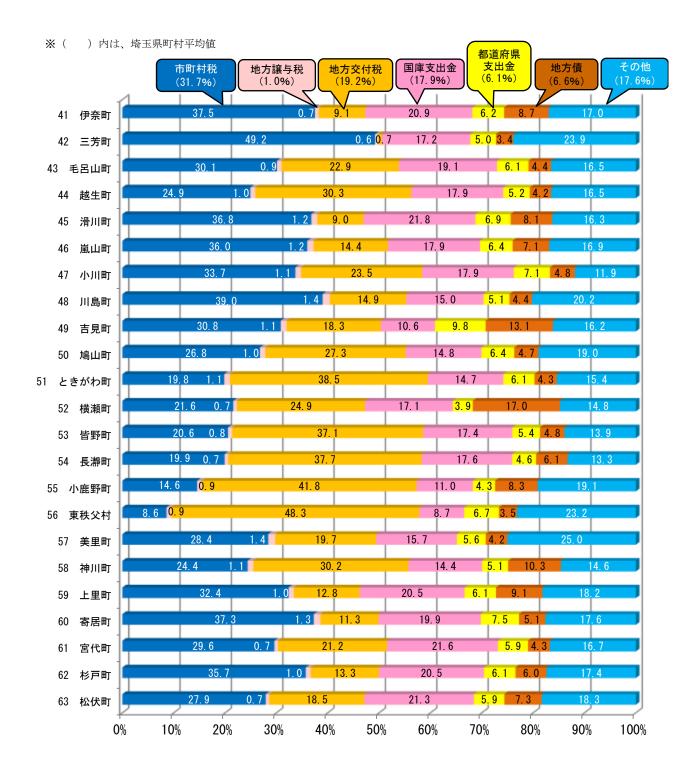
地方税 (市町村税)

地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

地方債

地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。





(2) 自主財源と依存財源

市町村の財源は、自主財源(市町村税など自主的に収入する財源)と依存財源(地方交付税など、国又は都道府県から交付される収入)に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

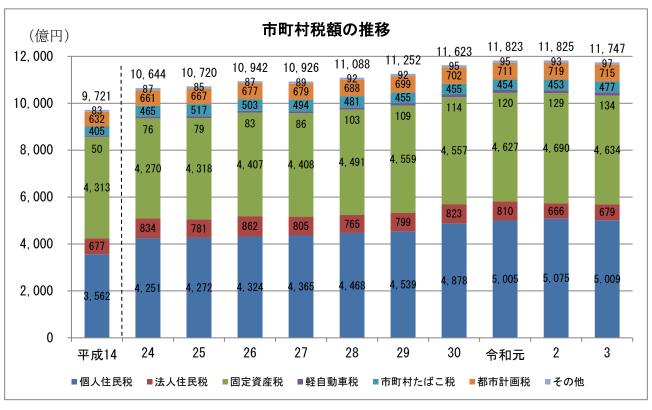
自主財源が財源全体に占める割合は 49.0%となっており、前年度同様に新型コロナウイルス感染症に係る国庫支出金により、依存財源の割合が自主財源を上回っています。



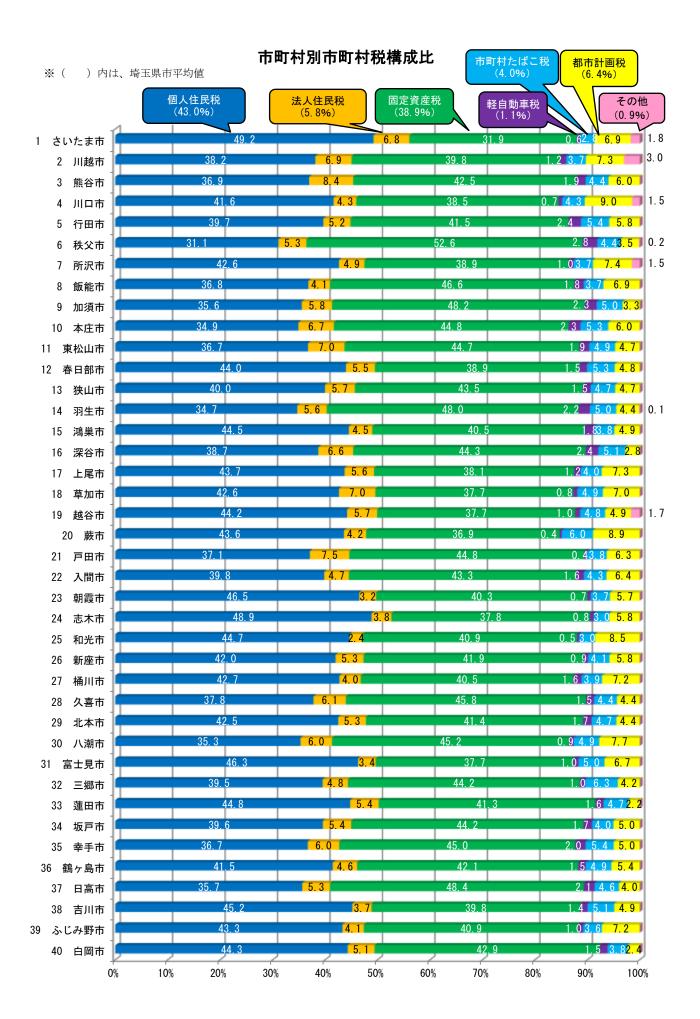
自主財源・依存財源の割合の推移 70.0 62.4 59.6 自主財源 58. 4 58.6 58.5 58.1 57. 4 57. 2 56. 7 60.0 51.0 市町村税 57. 6 48.2 46. 5 50.0 45. 3 45.2 44. 5 45.4 44.9 44. 2 44. 2 49.0 42. 4 37.9 40.0 43.3 36.6 42.6 42.8 41.9 41.6 41.4 41.5 40. 4 37.6 33, 3 30.0 依存財源 23. 6 地方債 方交付和 16.2 20.0 15.6 15.5 15.6 , 15. 1 14. 4 14.6 13. 8 9. 8 10. 4 10.9 9. 5 7.8 9.9 8.9 8.0 8 4 10.0 7.3 6.1 6. 6 7. 0 7. 4 6. 9 6.5 5. 7 5. 9 6. 9 6.3 4. 3 0.0 平成14 24 25 26 27 28 29 30 2 令和元 ━━国庫支出金 **──**依存財源 ━市町村税 ━ 自主財源 ┷地方債 ━━ 地方交付税

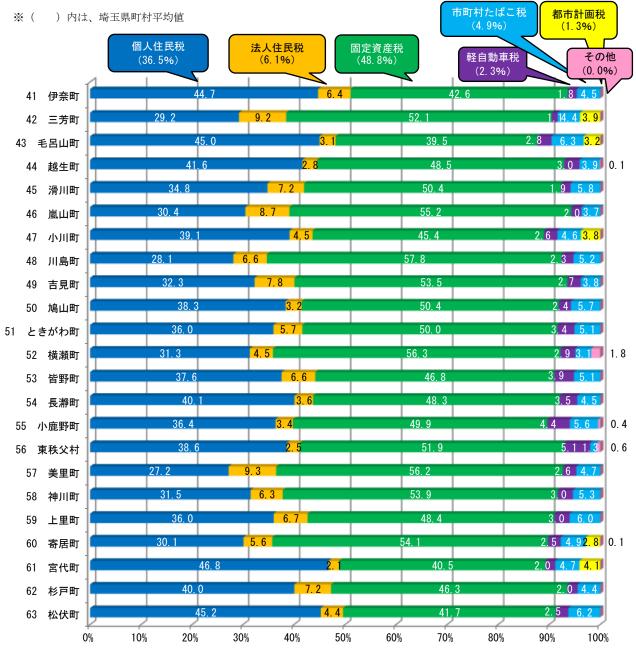
(3) 市町村税額の状況

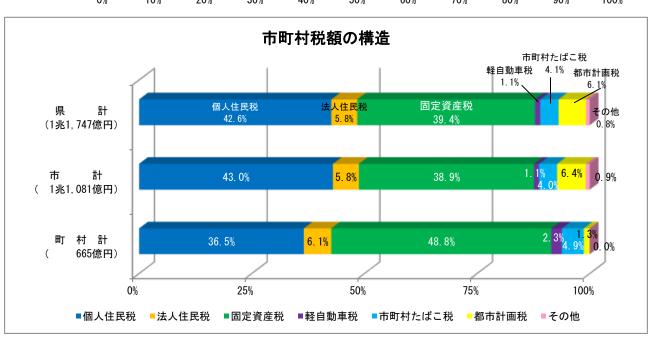
令和3年度の市町村税額は1兆1,747億円で、個人住民税、固定資産税などの減少により、前年度に対して78億円(▲0.7%)減少しました。



市町村税額の構成比の推移 0.9 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 100% 6.5 6. 2 6.2 6.2 6.2 6. 2 6. 2 6.0 6.0 6. 1 6. 1 3.8 3.8 4. 0 3. 9 4. 1 4. 2 4.4 4.8 4.6 4. 3 90% 0.9 1.0 0.7 0.8 0.8 80% 70% 39. 2 39.1 39.7 39.4 40.1 40.5 40.5 40.3 40.3 40.3 44. 4 60% 50% 6.8 5.6 7. 1 5.8 7.8 7. 1 7.3 7.9 7.4 6.9 7.0 40% 30% 42.9 42.6 42.0 42.3 20% 40.3 39.9 39.8 39. 5 39.9 40.3 36. 6 10% 0% 3 24 25 26 27 28 29 30 2 平成14 令和元 ■個人住民税 ■法人住民税 ■固定資産税 ■軽自動車税 ■市町村たばこ税 ■都市計画税 ■その他

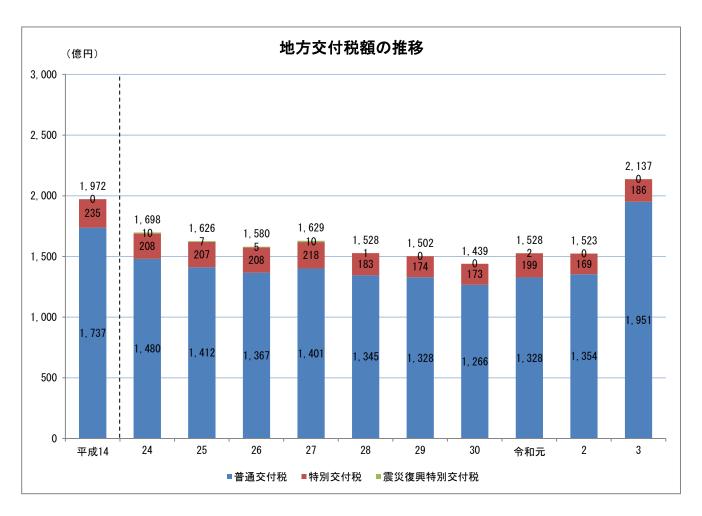






(4) 地方交付税額の状況

令和3年度の地方交付税は2,137億円で、普通交付税が追加交付されたことなどにより、前年度に対して614億円(+40.3%)増加しました。



一用語解説一

地方交付税

地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活 保護などは、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準 を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っ ており、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定割合と地方法人税の全額を財源としています。交付税には、 一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

普通交付税

普通交付税は各団体が標準的な行政運営を行っていくに当たって不足する財源を補うものです。各団体の普通交付税の額は、その団体の基準財政需要額(その団体の規模・保有施設等に応じた標準的な行政経費)と基準財政収入額(その団体の地方税収入や地方譲与金等から算出される標準的な収入)との差によって求められます。よって基準財政収入額が基準財政需要額を上回る団体には普通交付税は交付されません。

普通交付税算定イメージ図

基準財政需要額(標準的な歳出) 基準財政収入額(標準的な歳入) 不足額=普通交付税

特別交付税

基準財政需要額に含まれなかった特別の財政需要や基準財政収入額に過大に算入された財政収入、普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政需要等を考慮して決定されます。

震災復興特別交付税

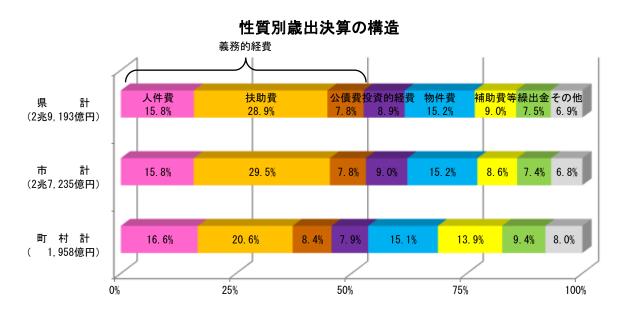
東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で、被災団体における負担をゼロとするよう交付された特別交付税です。

3 歳出

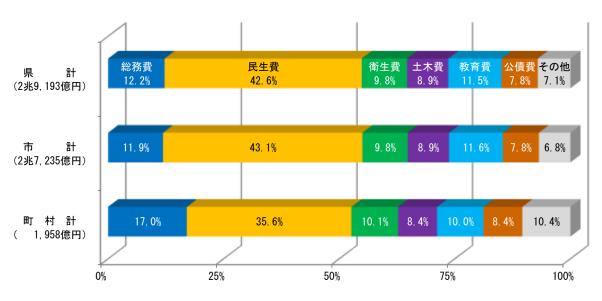
(1) 歳出構造

令和3年度の歳出は2兆9,193億円で、前年度に対して4,923億円(▲14.4%)の減少となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」と、 歳出を行政目的により分類した「目的別分類」があり、それぞれ以下のグラフのとおりとなっています。



目的別歳出決算の構造



一用語解説一

性質別歳出

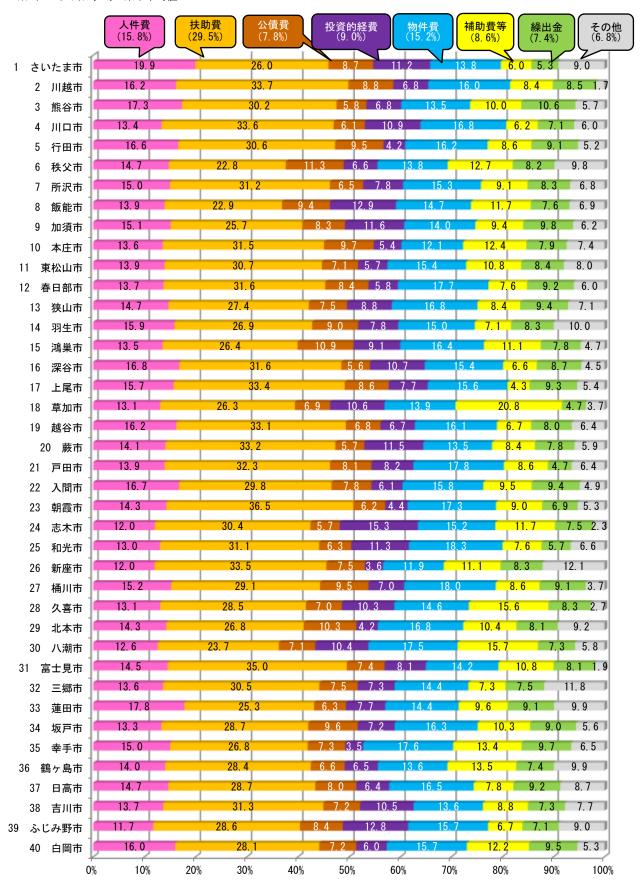
歳出を経済的性質によって、人件費、扶助費、物件費、普通建設事業費など、予算や決算の「節」の区分を基準として分類したものです。なお、経費を「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を見ることができます。

目的別歳出

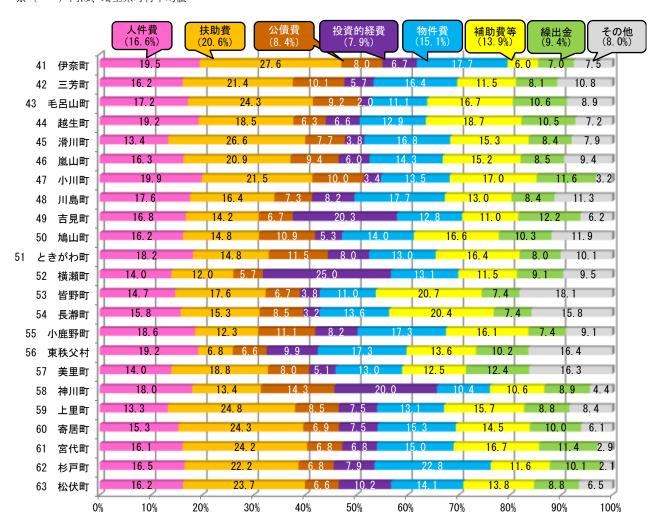
歳出を行政目的によって、「総務費」、「民生費」、「土木費」、「教育費」など、予算や決算の「款」、「項」を基準として分類したものです。

市町村別性質別歳出構成比

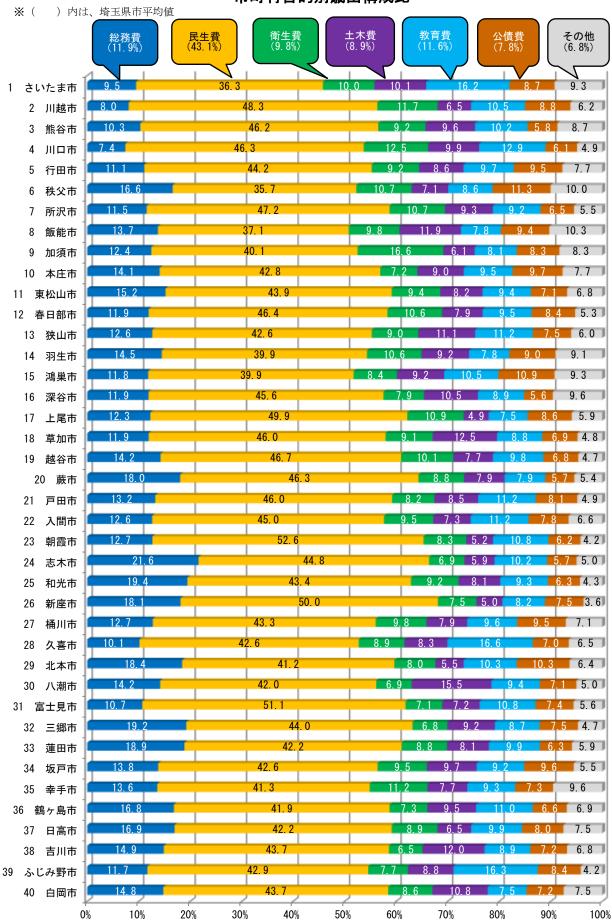
※()内は、埼玉県市平均値



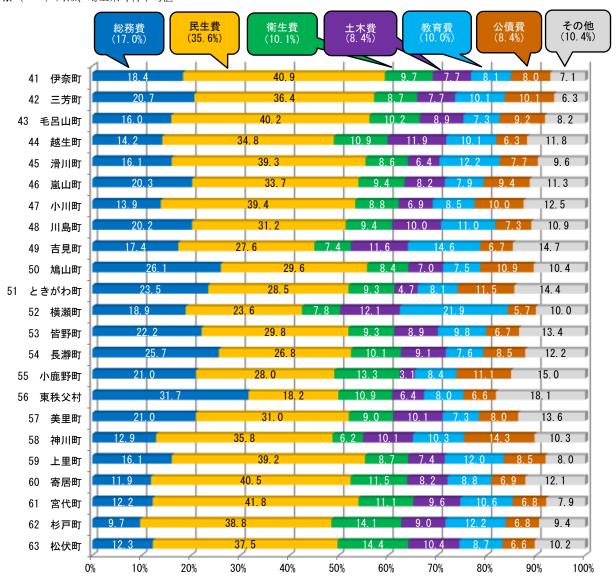
※()内は、埼玉県町村平均値



市町村目的別歳出構成比

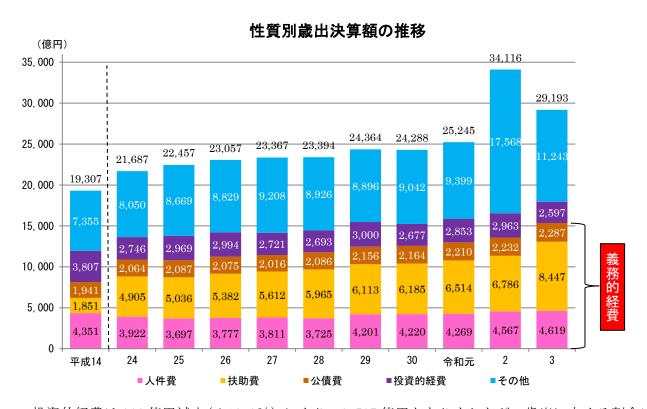


※()内は、埼玉県町村平均値

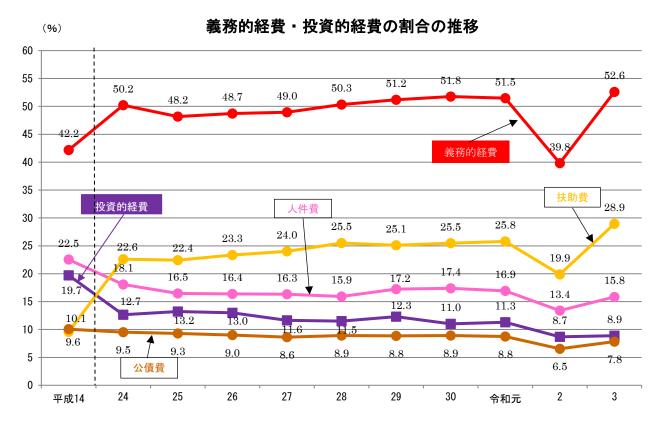


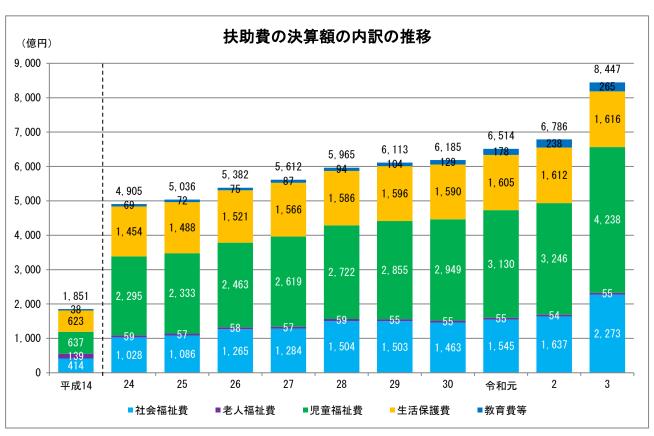
(2)性質別決算額の推移

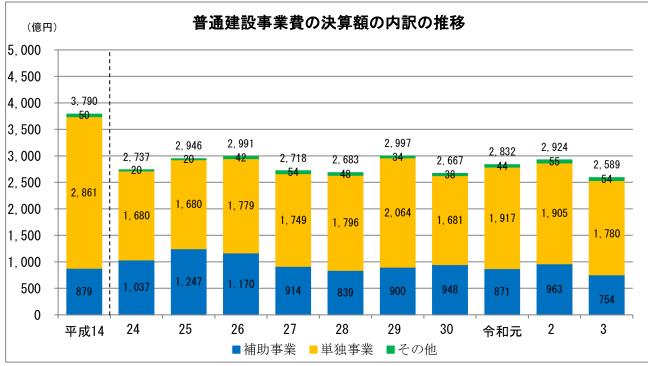
扶助費は子育て世帯への臨時特別給付事業などの増加により、前年度に対して1,661億円増加(+24.5%) しました。義務的経費全体では1,768億円増加(+13.0%)により、1兆5,353億円となり、歳出に占める割合は52.6%に上昇しました。



投資的経費は 366 億円減少(▲12.3%) により、2,597 億円となりましたが、歳出に占める割合は 8.9%に上昇しました。







一用語解説一

義務的経費

「人件費」、「扶助費」、「公債費」が該当します。これらは支出が義務づけられた任意に削減できない経費のため、この比率が大きいほど財政構造が硬直化しているといえます。

投資的経費

「普通建設事業費」、「災害復旧事業費」等が該当します。これらは、支出の効果が資本形成に向けられる経費です、義務的 経費に対して、この比率が大きいほど財政構造の弾力性が高いといえます。

扶助費

社会保障制度の一環として、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費です。

普通建設事業費

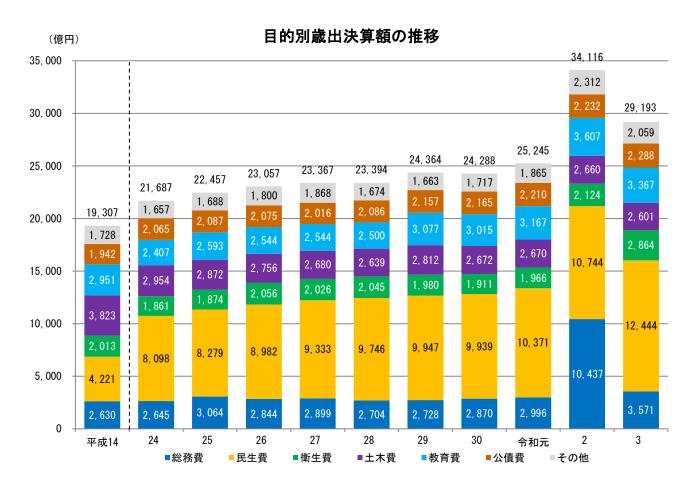
道路、橋りょう、学校、庁舎等の施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。

(3)目的別決算額の推移

総務費は特別定額給付金給付事業の皆減などにより、前年度に対して 6,866 億円減少(▲65.8%) しました。

民生費は子育て世帯への臨時特別給付事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業などにより、前年度に対して1700億円増加(+15.8%)しました。

衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業費が増加したことなどにより、前年度に対して 740 億円増加 (+34.8%) しました。



一用語解説一

総務費

庁舎管理、徴税事務、戸籍・住民基本台帳関係事務、選挙、統計調査などの経費です。

民生費

年金、生活保護、各種福祉手当、各種福祉施設などの経費です。

衛生費

健康診断、予防接種、公害対策、清掃施設などの経費です。

土木費

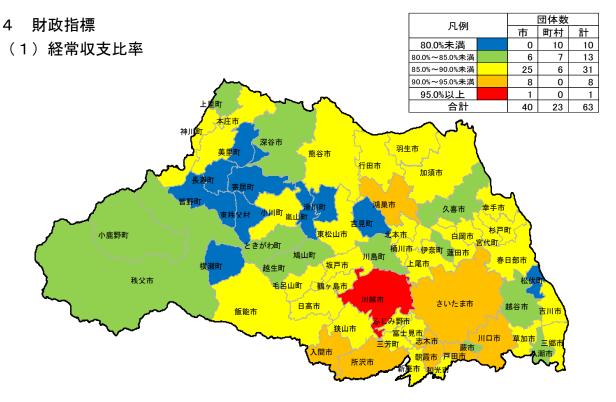
道路、橋、河川、住宅、公園などの経費です。

教育費

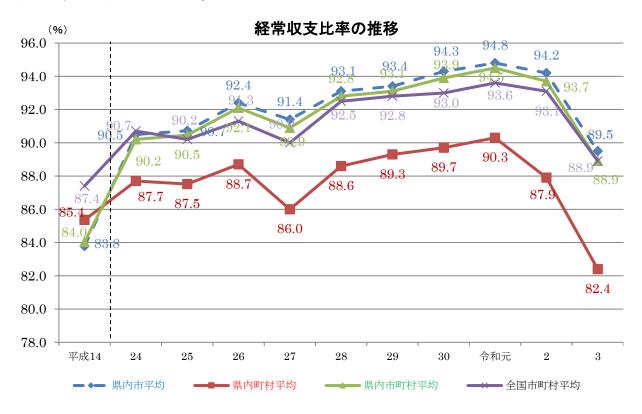
学校教育、社会教育などの経費です。

公債費

借入金の元金・利子などの支払いに充てた経費です。



経常収支比率は普通交付税や臨時財政対策債などの増加により、前年度と比べて 4.8 ポイント 低下し、88.9%となりました。



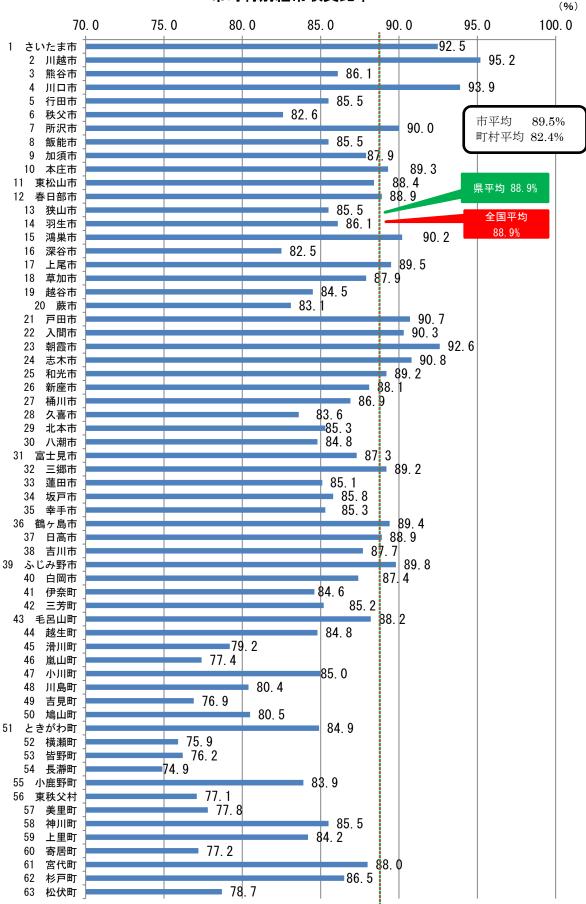
※経常収支比率の全国平均は、特別区、一部事務組合等を含まない。

一用語解説一

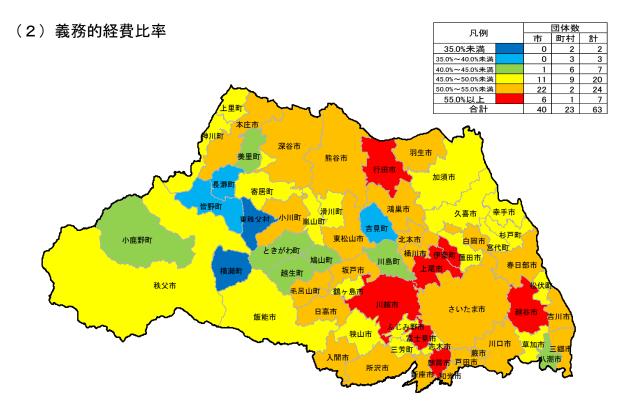
経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出する経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の総額と減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の発行額の合計額に占める割合をいいます。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標となります。

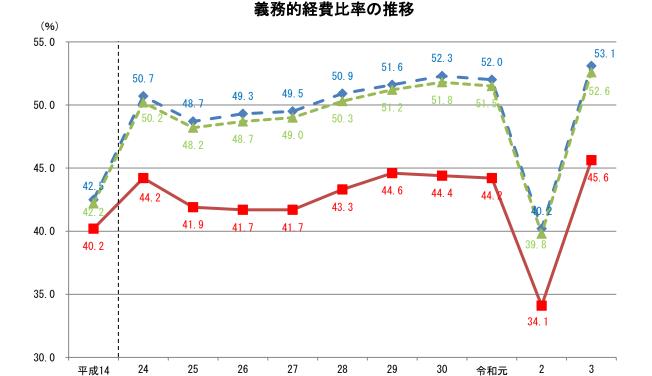
市町村別経常収支比率



※経常収支比率の全国平均は、特別区、一部事務組合等を含まない。



義務的経費比率は市町村平均(加重平均)52.6%となり、特別定額給付金事業により義務的経費比率が相対的に大幅減少した前年度(39.8%)に対して12.8 ポイント上昇しました。



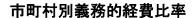
一用語解説一

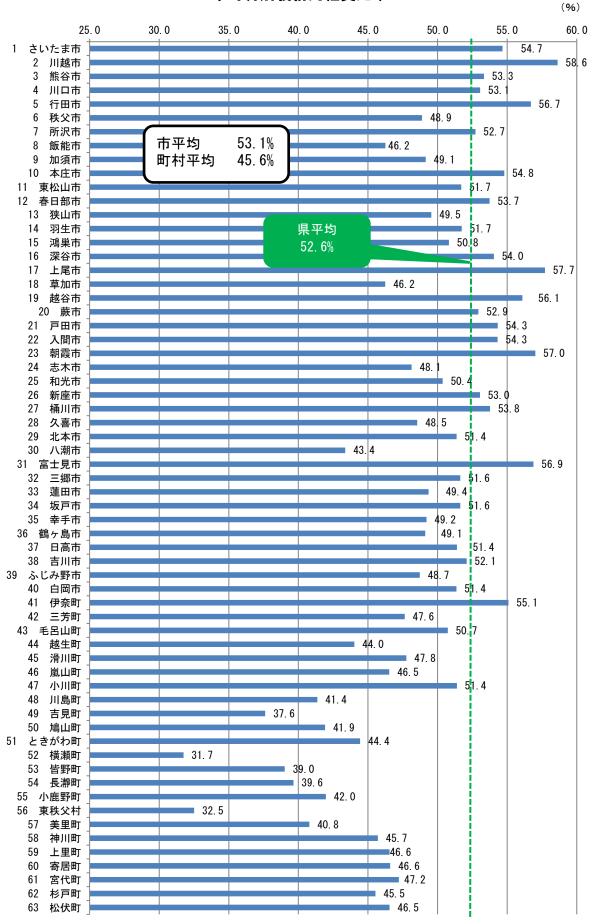
義務的経費比率

歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費の合計)の割合を表すものです。

━◆━ 県内市平均

-▲- 県内市町村平均





(3) 健全化判断比率

健全化判断比率は、各市町村において「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき 算出、公表することとされており、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、 「将来負担比率」の4つの指標の総称です。県内市町村の各指標の状況については以下のとおり です。

(3) -1 実質赤字比率(早期健全化基準11.25~15%、財政再生基準20%)

実質赤字が発生している市町村はありませんでした。

(3) -2 連結実質赤字比率 (早期健全化基準 16.25~20%、財政再生基準 30%)

連結実質赤字が発生している市町村はありませんでした。

一用語解説一

実質赤字比率

一般会計等に赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)で除した比率です。財政運営の悪化の度合いを示す指標となります。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、団体全体としての赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率です。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標となります。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

実質公債費比率

一般会計等の地方債償還金に限らず、公営企業会計の地方債償還金に充てたと認められる一般会計からの繰出金や、一部事務組合が起こした地方債の償還金に充てられたと認められる負担金など、一般会計等が実質的に負担したと考えられる公債費の額を、標準財政規模(普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く)で除した比率です。資金繰りの程度を示す指標となります。

地方債協議制度の下で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 = (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※準元利償還金:公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

将来負担比率

一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額、出資法人への損失補償や公社の負債など、当該団体が支払う可能性のある負担額(将来負担額)を標準財政規模(普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。)で除した比率です。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となります。

将来負担額-

将来負担比率 = (充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準です。

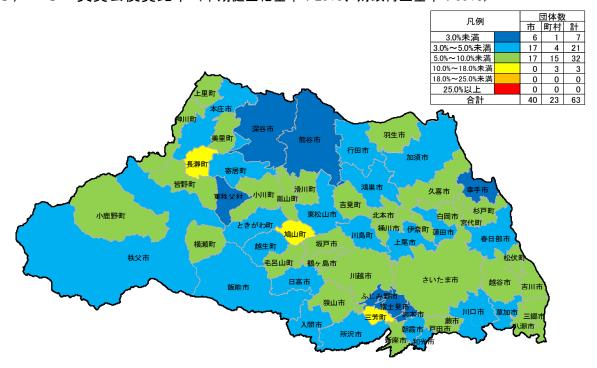
4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のうち1つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準です。

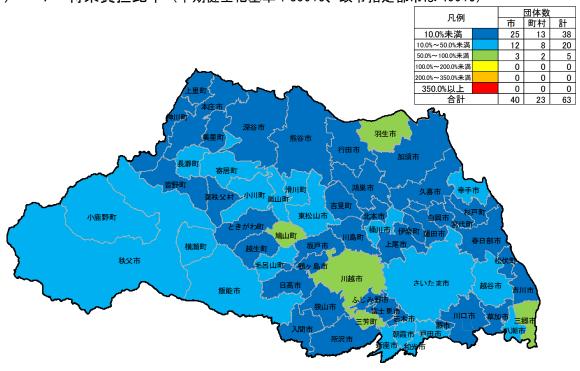
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち1つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければなりません。

(3) -3 実質公債費比率(早期健全化基準:25%、財政再生基準:35%)



実質公債費比率は市町村平均(加重平均)5.0%となり、前年度同値となりました。なお、起債許可となる18%以上となった団体はありませんでした。

(3) -4 将来負担比率(早期健全化基準:350%、政令指定都市は400%)



将来負担比率は市町村平均(加重平均)8.3%となり、前年度(16.0%)に対して7.7ポイント低下しました。なお、早期健全化基準以上となった団体はありませんでした。

市町村別将来負担比率 (%) 市町村別実質公債費比率 (%) **▲** 5.0 0.0 0.0 20.0 40.0 60.0 80.0100.0 5.0 10.0 15.0 さいたま市 6 5 18. 9 1 さいたま市 П 62. 2 2 6. 2 2 川越市 川越市 ▲0.8 3 熊谷市 3 熊谷市 3.4 **4.** 6 川口市 4 4 川口市 市平均 7.8% 市平均 3. 2 3. 4 4.8% 5 行田市 5 行田市 町村平均 7.1% 13. 7 町村平均 13.8% 6 6 秩父市 秩父市 3.0 7 所沢市 3 7 所沢市 **2**6. 1 8 飯能市 4.2 8 飯能市 4.5 加須市 9 加須市 9 県平均 県平均 10 本庄市 3.7 10 本庄市 3 7 5.0% 3. 2 11 東松山市 18.6 8.3% 11 東松山市 3.1 12 春日部市 12 春日部市 5 3 13 狭山市 狭山市 14 羽生市 9.1 羽生市 57.4 14 8. 0 4. 1 15 鴻巣市 15 鴻巣市 全国平均 **▲** 1.7 深谷市 16 全国平均 16 深谷市 15.4% 17 上尾市 4.8 17 上尾市 5.5% 3. 9 9.7 草加市 18 18 草加市 12. 9 6.7 19 越谷市 19 越谷市 20 蕨市 5.0 20 蕨市 21 8. 1 26. 2 戸田市 21 戸田市 17.0 4.4 3. 22 入間市 22 入間市 4.9 23 朝霞市 23 朝霞市 24 志木市 1.4 24 志木市 4. b 37.5 25 和光市 25 和光市 25.3 5. 1 26 26 新座市 新座市 27 桶川市 5. 5 27 桶川市 32.3 3. 4 5. 1 28 久喜市 28 久喜市 7.3 29 北本市 29 北本市 6.0 📥 23. 🕏 30 八潮市 30 八潮市 2.5 31 富士見市 31 富士見市 三郷市 8.0 \$3.2 32 32 三郷市 4.3 蓮田市 33 33 蓮田市 9.8 34 坂戸市 6.8 34 坂戸市 2 7 35 幸手市 21. 1 35 幸手市 36 鶴ヶ島市 6.5 36 鶴ヶ島市 3. 4 37 日高市 37 日高市 38 7.1 吉川市 38 吉川市 1.8 ふじみ野市 ふじみ野市 5. 5 40 白岡市 40 白岡市 41 伊奈町 6. 3 41 伊奈町 三芳町 10.5 80.9 42 三芳町 42 Ц 8. 6 43 毛呂山町 43 毛呂山町 28.0 8.9 44 越生町 4. 4 44 越生町 21.8 8.9 45 滑川町 45 滑川町 46 嵐山町 9. 2 46 47.0 嵐山町 6.8 **3**0.6 47 小川町 47 小川町 8. 9 川島町 2.4 48 48 川島町 49 吉見町 5.6 49 吉見町 10.9 50 鳩山町 90.1 50 鳩山町 4.5 **=** 5 9 ときがわ町 ときがわ町 7.0 25. 2 52 横瀬町 52 横瀬町 6.7 皆野町 53 53 皆野町 **12.** 1 54 長瀞町 39.6 54 長瀞町 Hi 55 小鹿野町 8.3 24. 9 55 小鹿野町 2.0 東秩父村 56 56 東秩父村 7 5 57 美里町 57 美里町 58 神川町 **8**. \$ 神川町 58 **8**.7 59 上里町 59 上里町 3. 4 60 寄居町 24. 1 60 寄居町

※実質公債費比率、将来負担比率の全国平均は、特別区を含み一部事務組合等を含まない。

6.0

5.9

7 4

61

62

宮代町

杉戸町

松伏町

61

62

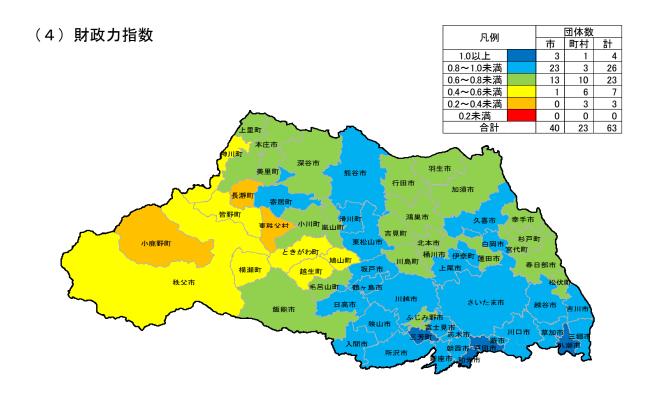
63

宮代町

杉戸町

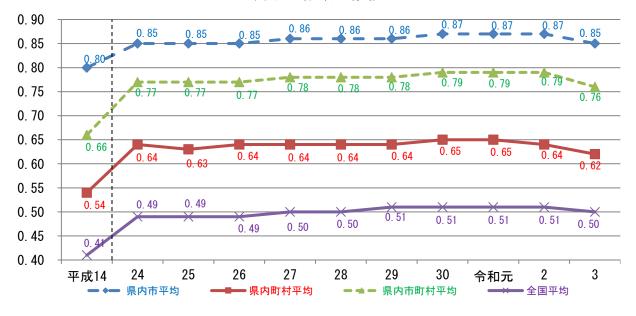
松伏町

8.8



財政力指数(令和元~3年度の平均)は市町村平均(単純平均)0.76となり、前年度と比べて0.3ポイント低下しました。

財政力指数の推移



※財政力指数の全国平均は、特別区、一部事務組合等を含まない。

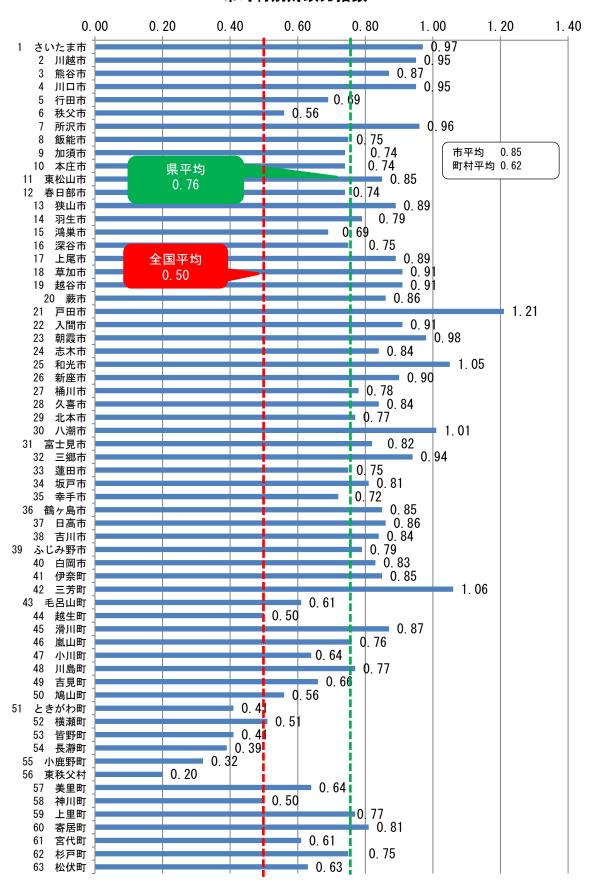
一用語解説一

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。通常過去3か年の平均をいいます。

原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されません。

市町村別財政力指数

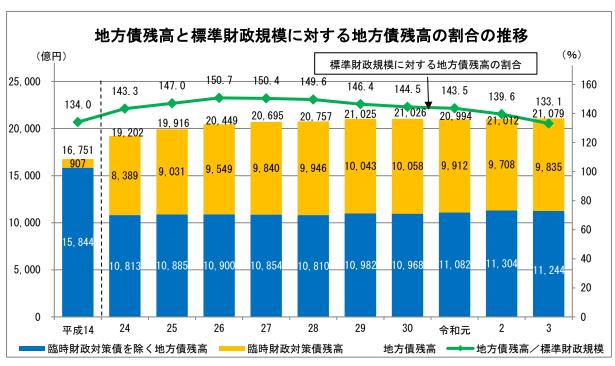


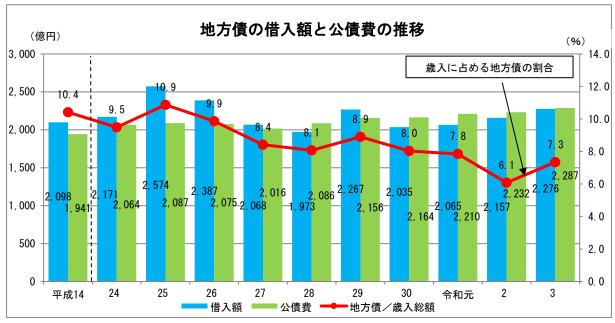
※財政力指数の全国平均は、特別区、一部事務組合等を含まない。

5 将来にわたる財政負担の状況

(1)地方債残高

地方債の令和 3 年度末残高は 67 億円増加(+0.3%)し、2 兆 1,079 億円となりました。 なお、臨時財政対策債を除いた地方債残高は 60 億円減少($\blacktriangle0.5\%$)し、1 兆 1,244 億円となりました。





一用語解説一

標準財政規模

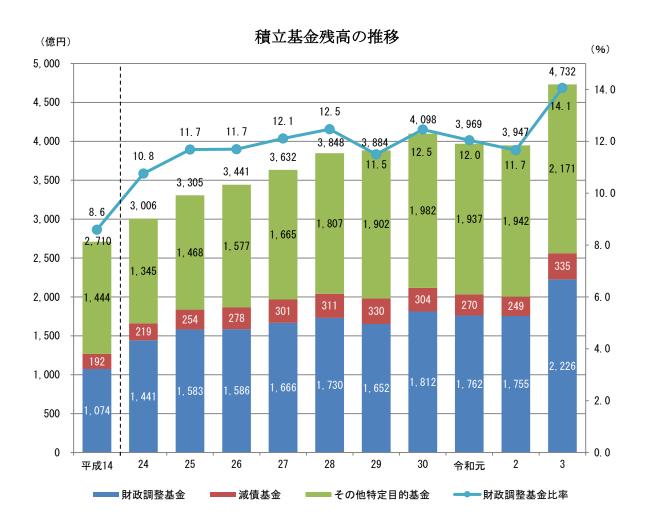
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するために特例として発行される地方債で、地方交付税制度にて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を基本に、団体ごとの発行可能額が算定されます。

(2)基金

令和3年度末の基金残高は785億円増加(+19.8%)し、4,732億円となりました。 また、財政調整基金比率は14.1%となり、前年度に対して2.4ポイント上昇しました。



<u>一用語解</u>説一

財政調整基金

年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期せぬ税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなるものです。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取り崩されます。

特定目的基金

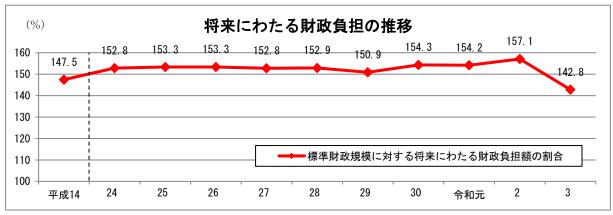
特定の目的(公共施設の整備、市民活動の推進、スポーツ振興など)のための財産の維持または資金の積立の性質を持つ基金です。この基金は、設置された目的のためでなければ処分することができません。

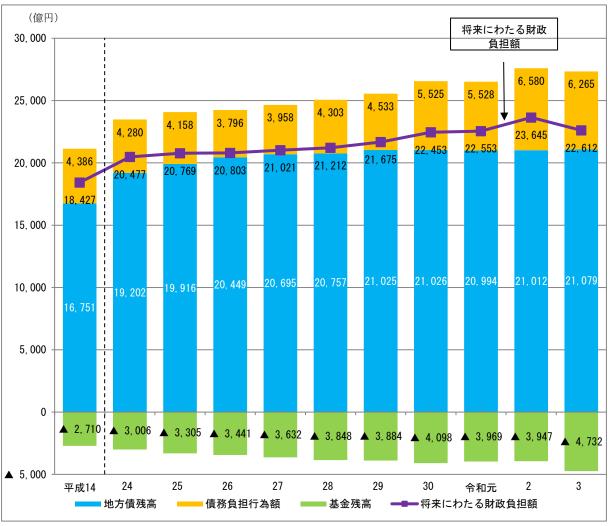
財政調整基金比率

財政調整基金残高の、標準的な1年間の収入である標準財政規模に対する割合を表すものです。

(3) 将来にわたる財政負担

令和 3 年度末における将来にわたる財政負担額は 1,033 億円減少 (\blacktriangle 4.4%) し、2 兆 2,612 億円となりました。また、標準財政規模に対する割合は 142.8%となり、前年度に対して 14.3 ポイント低下しました。





一用語解説一

将来にわたる財政負担額

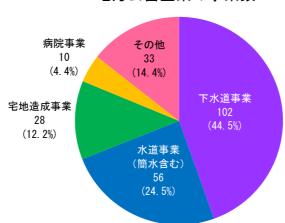
地方債残高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、基金残高を差し引いた額です。

第2編 公営企業

1 地方公営企業の事業数

地方公営企業の事業数は、229事業となっています。

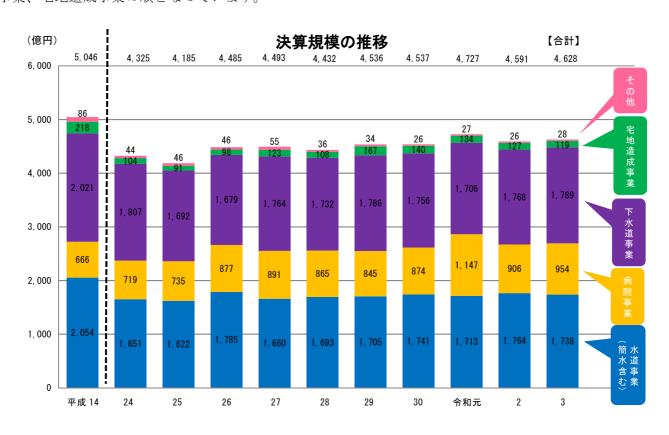
事業別においては、下水道事業が最も大きな割合を占めており、以下、水道事業、宅地造成事業の順となっています。



地方公営企業の事業数

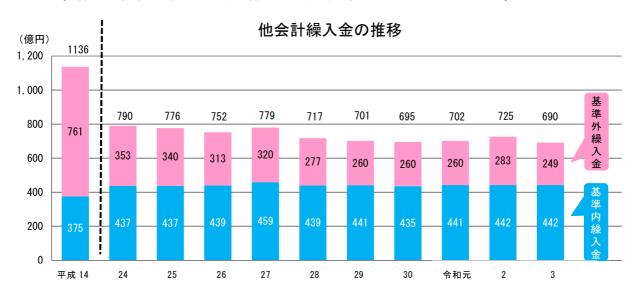
2 決算規模の推移

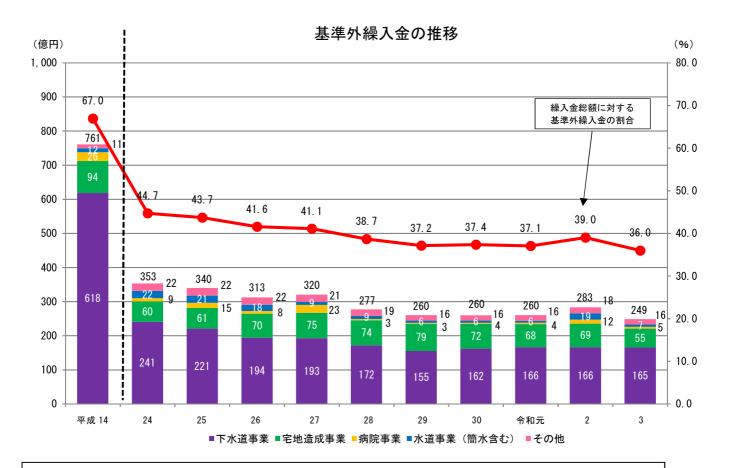
決算規模は 4,628 億円で、事業別では下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院 事業、宅地造成事業の順となっています。



3 他会計繰入金の推移

他会計繰入金の総額は690億円で、このうち基準内繰入金は442億円、基準外繰入金は249億円となっています。繰入金総額に対する基準外繰入金の割合は、36.0%となっています。





一用語解説一

他会計繰入金

一般会計等の他会計から負担、補助、出資等の方法により繰り入れられるものです。

基準内繰入金

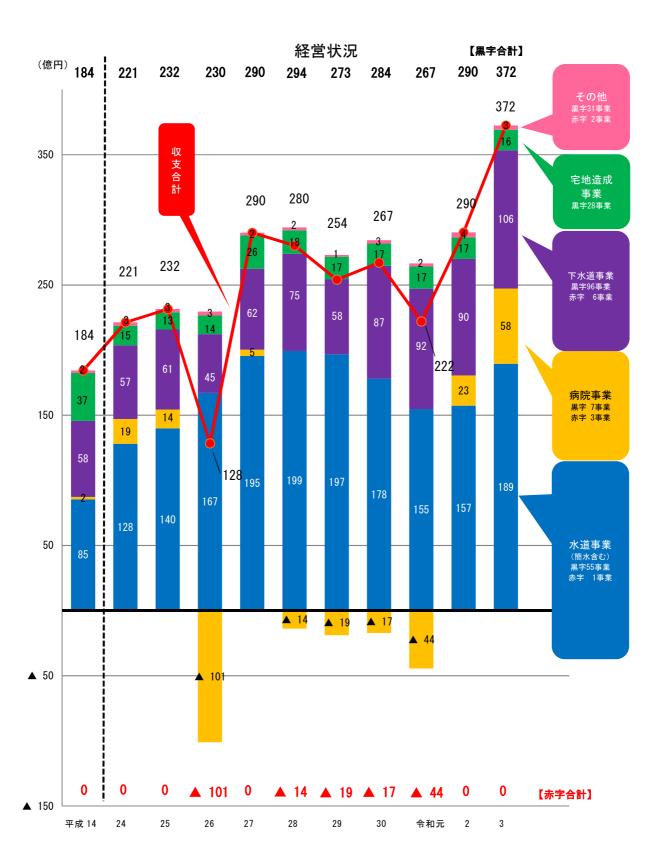
受益者負担の原則になじまない経費に対し、総務省が定めた基準に基づいて繰り入れられるものです。具体的には、水道事業における消火栓設置経費や、下水道事業における雨水処理経費などがあります。

基準外繰入金

主に赤字補てんなどを目的として繰り入れられるものです。

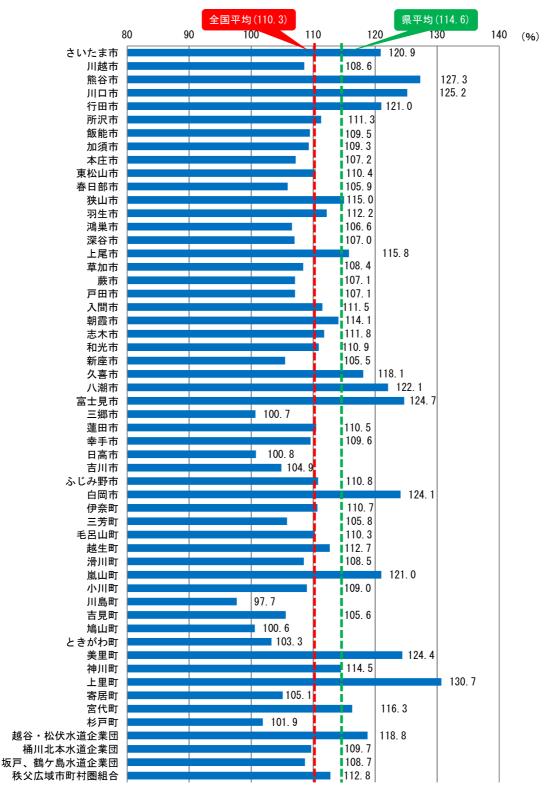
4 経営状況

経営状況は全体として 372 億円の黒字となっています。事業別にみると、水道事業、下水道事業及 び病院事業など黒字で推移しています。



5 主要事業の経営指標

(1) 経常収支比率【水道事業】



※全国平均は、令和2年度数値。

※全国平均、県平均とも簡易水道事業を含まない。

一用語解説一

経常収支比率

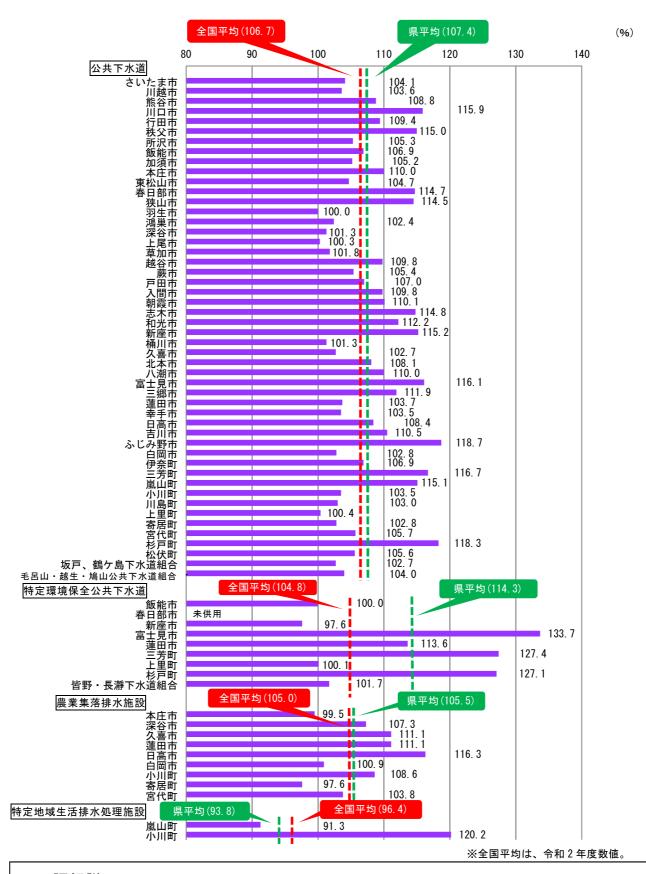
経常費用に対する経常利益の割合を表すもので、この数値が 100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すことになります。特別損益が除かれているため、企業の経常的な活動における収益性を表すものです。

(2) 経常収支比率【病院事業】



※全国平均は、令和2年度数値。

(3) 経常収支比率【下水道事業(法適用)】

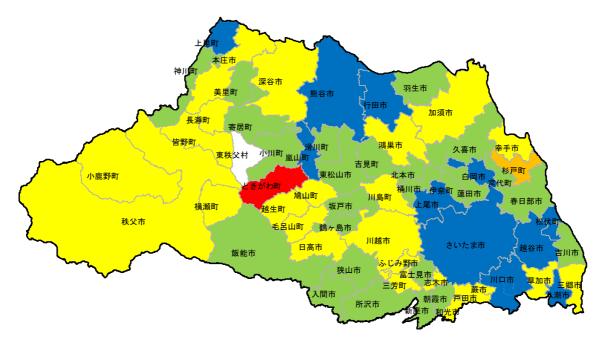


<u>一用語解</u>説-

法適用事業・法非適用事業

法適用事業とは、地方公営企業法を適用し、企業会計(複式簿記)によって経理が行われている事業をいいます。 法非適用事業とは、同法を適用せず、官公庁会計(単式簿記)によって経理が行われている事業をいいます。

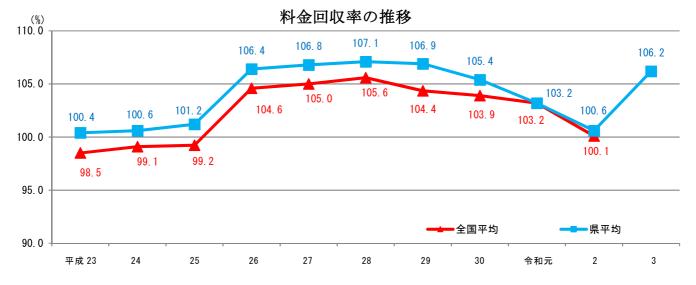
(4)料金回収率【水道事業】



水道事業の料金回収率は県平均 106.2%となり、前年度(100.6%)に対して 5.6 ポイント上昇しました。

凡例		団体数
110.0%以上		10
100.0%~110.0%未満		23
90.0%~100.0%未満		20
80.0%~90.0%未満		1
80.0%未満		1
合計		55

※空白は水道事業を実施していない市町村。

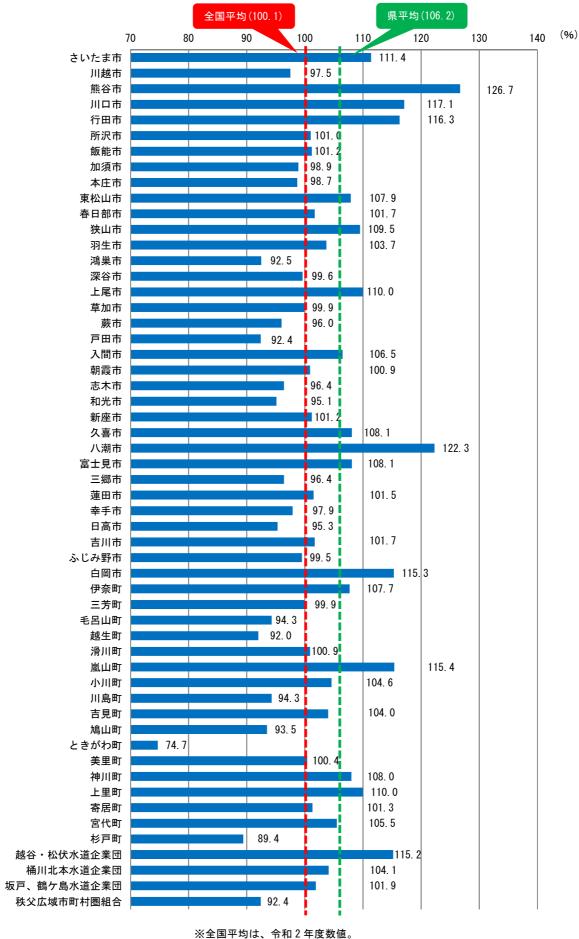


※全国平均は、令和2年度まで。 ※全国平均、県平均とも簡易水道事業を含まない。

一用語解説一

料金回収率

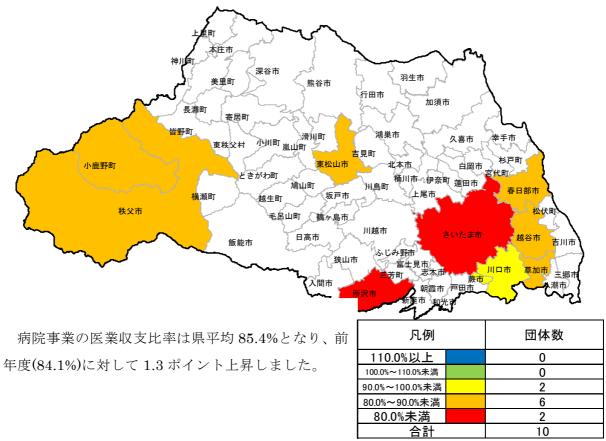
給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。料金水準等を評価することが可能です。この回収率が高いほど料金の収益性が良く、100%を下回っている場合、給水にかかる費用を給水収益以外で賄っていることを意味します。



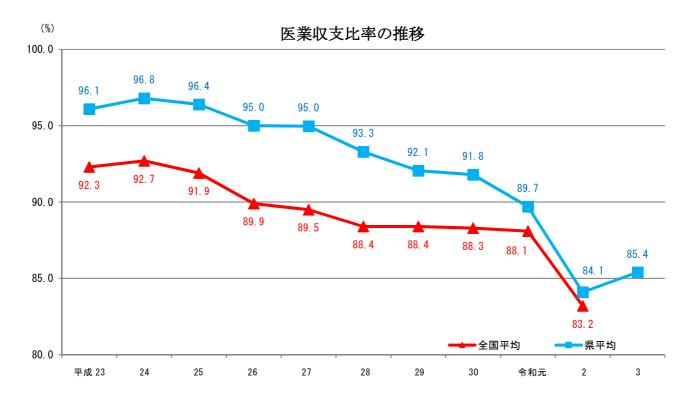
団体別料金回収率

※全国平均は、市和 2 年度 数値。 ※全国平均、県平均とも簡易水道事業を含まない。

(5) 医業収支比率【病院事業】



※空白は病院事業を実施していない市町村。



※全国平均は、令和2年度まで。

<u>一用語解説一</u>

医業収支比率

病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を表します。医業費用が医業収益によってどの程度 賄われているかを示します。財務活動を除いた本来の医業活動における経営状況を判断するものです。

団体別医業収支比率



※全国平均は、令和2年度数値。

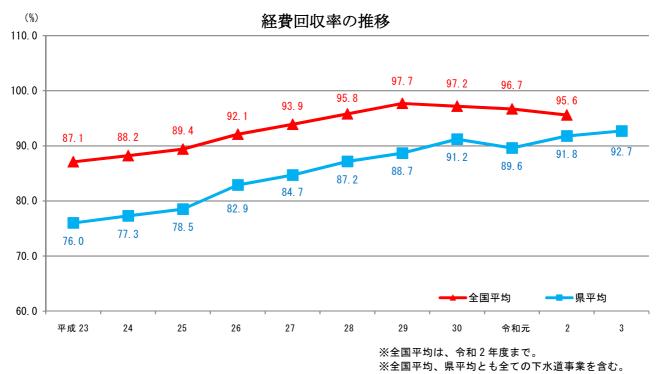
(6) 経費回収率【下水道事業】



下水道事業の経費回収率は県平均92.7%となり、前年度(91.8%)に対して0.9ポイント上昇しました。

	凡例		団体数
ĵ	110.0%以上		6
	100.0%~110.0%未満		9
	90.0%~100.0%未満		12
	80.0%~90.0%未満		9
	80.0%未満		18
	合計		54

- ※地図は公共下水道事業の経費回収率。
- ※空白は公共下水道事業を実施していない市町村。

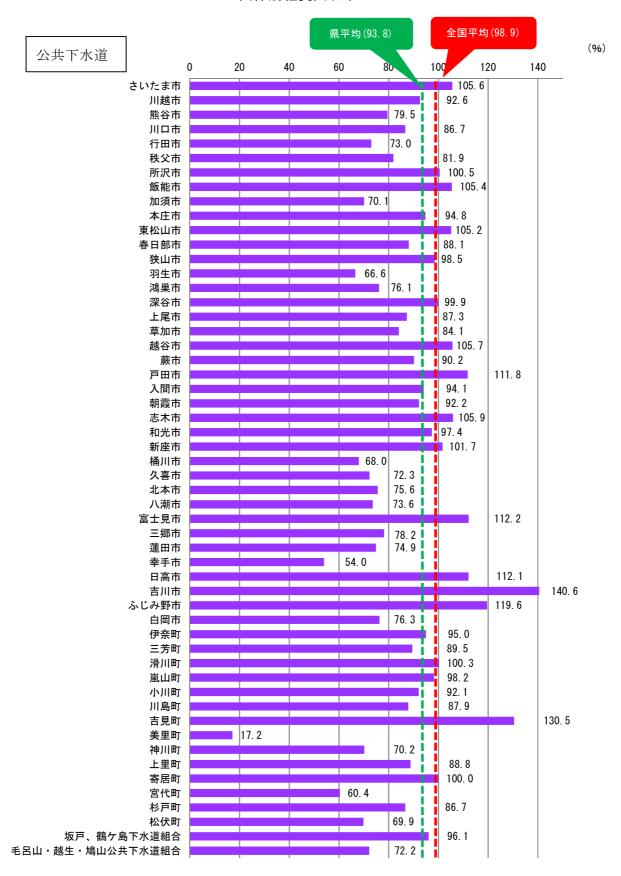


一用語解説一

経費回収率

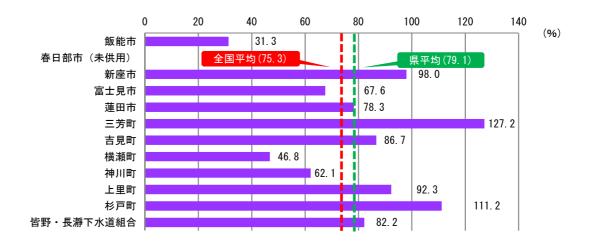
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。使用料水準等を評価することが可能です。 数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。

団体別経費回収率

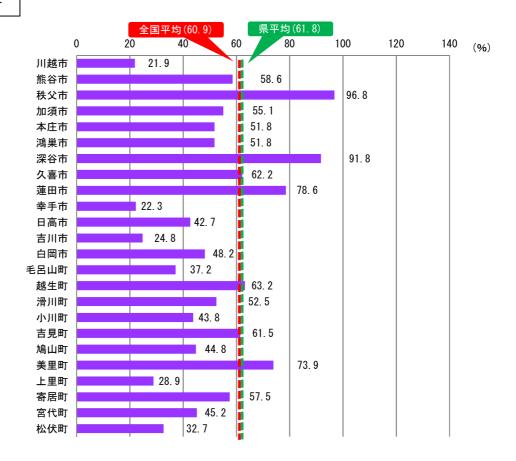


※全国平均は、令和2年度数値。

特定環境保全公共下水道



農業集落排水施設



一用語解説一

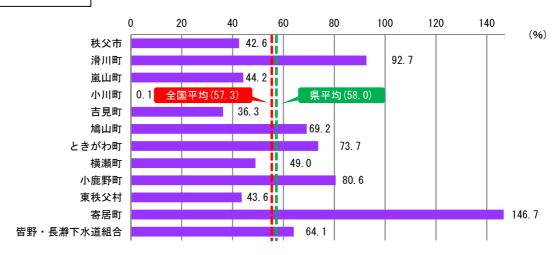
特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域) 以外の区域において施設を整備する事業をいいます。

農業集落排水施設

農業用用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業をいいます。

特定地域生活排水処理施設 (市町村設置型浄化槽)



※全国平均は、令和2年度数値。

一用語解説一

特定地域生活排水処理施設

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する事業をいいます。



彩の国 埼玉県